

V 参考資料

～あなたのご意見をお聞かせください～

岸和田市男女共同参画に関する市民意識調査 ご協力をお願い

岸和田市では、男女が家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野で、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を築くため、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とした「岸和田市男女共同参画推進計画（第3期きしわだ女性プラン）」を策定し、施策を推進しています。

「岸和田市男女共同参画に関する市民意識調査」は、計画の中間年にあたる平成27年度に向けて、男女共同参画に関する実態を把握し計画推進の基礎資料とするため実施するものです。

調査は、無作為に抽出した岸和田市にお住まいの20歳以上の方々2,400人に無記名でのご回答をお願いしています。個人の秘密がもれたり、他の用途に使われたりするなどのご迷惑をおかけすることは一切ありません。

集計結果は、市のホームページなどを通じて公表する予定です。お手数をおかけし恐縮ですが、ご協力くださいますようお願いいたします。

◆ ご記入にあたってのお願い ◆

- 1 お送りした宛名のご本人がお答えください。お名前の記入は不要です。
- 2 何らかの事情で宛名のご本人が記入できない場合には、ご本人の意思を反映してご家族の方などが記入して下さると幸いです。
- 3 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、平成26年11月30日（日）までに郵便ポストに投函してください（切手は不要です）。
- 4 記入に当たってご不明な点がございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

岸和田市 市民生活部 人権推進課 男女共同参画担当
〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号
電話: 072-423-9438 FAX: 072-423-4644
E-mail: jinkens@city.kishiwada.osaka.jp

1 あなた自身のことについて

Q1：あなたの性別をご記入ください。

()

Q2：あなたは何歳ですか。

(歳)

Q3：あなたは結婚していますか。(1つに○をつけてください)

- ①結婚している
- ②結婚していないがパートナーと暮らしている
- ③離別した
- ④死別した
- ⑤未婚である

Q4：あなたのお仕事は何ですか。(1つに○をつけてください)

- ①正社員・正職員
- ②契約社員・派遣社員
- ③パートタイム・アルバイト
- ④自営業主・会社経営
- ⑤自営業の家族従事者
- ⑥無職
- ⑦学生
- ⑧その他()

Q5：あなたの家族構成は次のどれですか。(1つに○をつけてください)

- ①単身世帯
- ②夫婦のみ
- ③2世代(自分と子、自分と親)
- ④3世代(祖父母と親と自分、親と自分と子、自分と子と孫)
- ⑤その他()

2 男女共同参画社会に関する意識について

Q6：次あげる言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものは何ですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- ①男女共同参画社会
- ②岸和田市男女共同参画推進条例
- ③育児・介護休業法
- ④男女雇用機会均等法
- ⑤セクシュアル・ハラスメント
- ⑥ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)
- ⑦DV(ドメスティック・バイオレンス)
- ⑧リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)

Q7：男女平等の問題は、社会や生活のあらゆる場にかかわっています。次の各分野において、男女は平等だと思いますか。(①から⑧のそれぞれについて1つずつ○をつけてください)

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
①家庭生活の場で	1	2	3	4	5	6
②職場で	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
④地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑤社会通念・慣習やしきたり	1	2	3	4	5	6
⑥法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
⑦政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体で	1	2	3	4	5	6

Q8：女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。(1つに○をつけてください)

①女性は職業をもたない方がよい ②結婚するまでは職業をもつ方がよい ③子どもができるまでは職業をもつ方がよい ④子どもができてずっと職業を続ける方がよい ⑤子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい ⑥わからない ⑦その他()
--

3 家庭生活について

Q9：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えをどう思いますか。(1つに○をつけてください)

①賛成 ②どちらかといえば賛成 ③どちらかといえば反対 ④反対 ⑤わからない
--

Q10：あなたの家庭では、家庭生活について、男女の間でどのように分担していますか。(①から⑦のそれぞれについて1つずつ○をつけてください)

	している	ほとんど女性が 男性も手伝う	女性が中心だが 同程度	女性と男性が 女性も手伝う	男性が中心だが 女性も手伝う	ほとんど男性が している	その他	単身者・ 同性のみ世帯
①生活費を得る	1	2	3	4	5	6	7	
②日々の家計の管理	1	2	3	4	5	6		
③日常の家事	1	2	3	4	5	6		
④家族の介護や看護	1	2	3	4	5	6		
⑤子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5	6		
⑥育児(乳幼児)	1	2	3	4	5	6		
⑦町内会等の地域活動への参加	1	2	3	4	5	6		

Q11：あなたは、将来を担う子どもたちがどのような生き方をしてほしいと思いますか。女の子、男の子それぞれについて、2つずつ○をつけてください)

	①女の子に 望むこと	②男の子に 望むこと
社会的地位を得られるように	1	1
経済的に自立ができるように	2	2
思いやりをもてるように	3	3
個性や才能を生かせるように	4	4
家事など身の周りのことが自分でできるように	5	5
責任感のある子に	6	6
家庭を大切にするように	7	7
社会に貢献できるように	8	8
本人の意志に任せる	9	9

4 社会参加について

Q12：あなたは地域社会等においてどんな活動に参加していますか。また今後参加したい活動がありますか。(①、②、③それぞれについて○をいくつでもつけてください)

	審議会等	府・市の 地域活動	祭礼以外の 祭礼活動	祭礼活動	趣味の活動	その他 具体的に
①現在参加しているもの	1	2	3	4	5	
②今後参加したい、今後も引き続き参加したいもの	1	2	3	4	5	
③今後も参加しない	1	2	3	4	5	

Q13：地域社会の活動に参加するにあたって、支障になるようなことがありますか。

(あれば、2つまで○をつけてください)

- | | |
|---------------------|------------------|
| ①時間がない(仕事や子育て、介護など) | ②健康や体力に不安がある |
| ③経済的に余裕がない | ④家族の理解が得られない |
| ⑤人間関係がわずらわしい | ⑥保育サービスが不足している |
| ⑦夜間の活動の場が少ない | ⑧支障になるようなことは何もない |
| ⑨その他(具体的に： |) |

5 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて

Q14：男女共同参画社会を実現するために、今後、行政はどのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。(特に重要だと思うもの3つまで○をつけてください)

- | |
|---|
| ①法律や制度の見直しを行う |
| ②国・地方公共団体の審議会委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する |
| ③民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する |
| ④女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する |
| ⑤従来女性が少なかった分野(研究者等)への女性の進出を支援する |
| ⑥保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実する |
| ⑦男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する |
| ⑧労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める |
| ⑨子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する |
| ⑩子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する |
| ⑪男女平等と相互の理解や協力について広報PRする |
| ⑫その他() |
| ⑬特にない |
| ⑭わからない |

Q15：今後、男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。(特に重要だと思うもの3つまで○をつけてください)

- | |
|--|
| ①男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと |
| ②男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと |
| ③夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること |
| ④年配者やまわりの人が夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること |
| ⑤社会の中で男性による家事・子育て・介護・地域活動についてもその評価を高めること |
| ⑥労働時間短縮や休暇制度を普及することで仕事以外の時間をより多く持てるようになること |
| ⑦男性が家事・子育て・介護・地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと |
| ⑧国や地方自治体などの研修等により男性の家事や子育て介護等の技能を高めること |
| ⑨男性が子育てや介護・地域活動を行うための仲間(ネットワーク)作りを進めること |
| ⑩家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について男性が相談しやすい窓口を設けること |
| ⑪その他() |
| ⑫特に必要なことはない |

6 DV（ドメスティック・バイオレンス）について

Q16：あなたは配偶者(夫または妻)や交際相手に、次のような行為をされたことがありますか。それぞれについてお答えください。(①から⑩のそれぞれについて1つずつ○をつけてください)

	何度も されたことがある	一、二回 されたことがある	され たことが ない
①なぐる、ける、引きずりまわす、突き飛ばす	1	2	3
②恐怖を感じるほど、大声でどなったりして、言葉で脅す	1	2	3
③何を言っても無視をする	1	2	3
④電話やメールのチェックや、外出・人付き合いの制限	1	2	3
⑤性的な行為を強要したり、避妊に協力しない	1	2	3
⑥「誰のおかげで食べていられるんだ」「稼ぎが悪い」「お前はバカだ」などとののしる	1	2	3
⑦給料を取り上げたり、生活費を渡さないなど、経済的圧迫をする	1	2	3
⑧ものを投げる	1	2	3
⑨なぐるふりをする	1	2	3
⑩「別れるなら死ぬ」と脅す	1	2	3

Q17：Q16の①または②で「何度もされたことがある」「一、二回されたことがある」に○をつけた人におたずねします。どこ(誰)に相談しましたか。(いくつでも○をつけてください)

①家族・親戚 ②友人・知人 ③行政のDV相談窓口 ④医療関係者 ⑤警察 ⑥民間の専門家や専門機関（弁護士・カウンセラー） ⑦誰にも相談しなかった ⑧誰にも相談できなかった ⑨その他（)
---	---

Q18：Q17で⑦、⑧に○をつけた人におたずねします。それはなぜですか。(いくつでも○をつけてください)

- ①どこ(誰)に相談してよいのかわからなかった
- ②恥ずかしくて誰にも言えなかった
- ③相談しても無駄だと思った
- ④相談したことがわかると仕返しされると思った
- ⑤加害者に「誰にも言うな」と脅された
- ⑥相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思った
- ⑦自分さえ我慢すればやっていけると思った
- ⑧世間体が悪い
- ⑨他人を巻き込みたくなかった
- ⑩他人に知られると、これまで通りの付き合いができなくなると思った
- ⑪そのことについて思い出したくなかった
- ⑫自分にも悪いところがあると思った
- ⑬相手の行為は愛情の表現だと思った
- ⑭相談するほどのことではないと思った
- ⑮その他(具体的に

◆岸和田市が男女共同参画施策を進める上での、ご意見やご希望がありましたらお書きください。アンケート全体のご感想、ご意見でも結構です。

ご協力いただき、ありがとうございました。

11月30日(日)までに同封の返信用封筒(切手不要)で郵送してください。

<Q6 用語説明>

①男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

②岸和田市男女共同参画推進条例

岸和田市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定め、男女共同参画の推進を図ることを目的に、平成22年12月に公布、平成23年4月に施行。

③育児・介護休業法

正式には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月施行）。労働者が原則として1歳に満たない子どもを養育するために育児休業をできます。一定の事情がある場合は、子どもが1歳6か月に達するまでの間、育児休業をできます。また、労働者が、要介護状態にある家族を介護するためにも介護休業をできます。

④男女雇用機会均等法

正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和61年4月施行）。雇用の分野での性別による差別の禁止や、女性労働者の健康の確保等を目的としています。

⑤セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動。基本的には、受け手がその言動を不快に感じた場合、セクシュアル・ハラスメントとなります。

⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）

一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと同時に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会に向けた取り組みをいいます。

⑦DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等の親しい者から受ける暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがあります。

⑧リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

女性が生涯にわたって、性と健康とこれらの問題について、十分な情報を得て自己管理・自己決定する権利は人権の一部であるという考え方。

いつ何人の子どもを産むか産まないかを女性が選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。